

御杖村水道事業給水条例の一部を改正する条例

御杖村水道事業給水条例(昭和 49 年御杖村条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」を「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」に改める。

第 37 条第 1 号中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。